

令和8年4月21日

保護者の皆様

東浦町立生路小学校  
校長 下谷 環

## 令和8年度 台風等異常気象時における児童の登下校について

台風等異常気象時における対応について、下記のように定めます。

### 記

#### 1 登校前に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発令されている場合

解除された時刻	
6:20以前	・平常どおりの授業（給食は実施）
6:20～ 11:00まで	・家で昼食を済ませ、午後1時から授業開始
11:00以降	・休校

#### 2 登校後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発令された場合

発令された時刻		
8:30まで (始業時刻前)	・すでに登校した児童を、通学路等の安全確認後に下校させる。	・発令された時刻にかかわらず、通学路の状況や気象状況により帰宅が困難な場合は、校内で児童の安全を確保します。 その後、安全が確認でき次第、集団下校させます。 (保護者の方のお迎えをお願いすることもあります。)
8:30～ 13:00	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、保護者への引き渡しにより下校させる。(分団等で下校させる。) ・発令時刻により、給食を食べずに下校させることもある。	
13:00以降	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、保護者への引き渡しにより下校させる。(通学団等で下校させる。)	

#### 3 その他

- (1) 台風の接近があらかじめ予想される場合は、前日までに給食の中止を決定する場合があります。その際は、弁当を準備してください。また、その他気象状況に応じ給食を中止する場合があります。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発令されていなくても、通学路の冠水、河川の増水等により登校が困難な場合は、保護者判断で自宅待機とし、学校へ連絡してください。
- (3) その他緊急の事態が起こった場合は、学校メルマガもしくはtetoru等を使って学校から連絡をします。